

議員提出第4号

令和3年9月17日

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 召田 義人 様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 中村 今朝子

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

総務大臣

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和 60 年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成 18 年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。

そこで、2022 年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 3 年 9 月 日

長野県安曇野市議会
議長 召田 義人

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

議員提出第5号

令和3年9月17日

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 召田 義人 様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 中村 今朝子

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

総務大臣

国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）

平成 23 年国会において、小学校 1 年生に 35 人学級を導入することが全会一致で法律（義務教育標準法改正）にもりこまれ、附則で小 2 以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると定めた。しかし、翌年の平成 24 年度は法改正ではなく加配で小 2 を 35 人学級とし、それ以降国の 35 人学級はすすんでいない。

長野県では平成 25 年度に 35 人学級を中学校 3 年生まで拡大し、小中学校全学年で 35 人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切である。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請する。

記

- 1 国の責任において計画的に 35 人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 3 年 9 月 日

長野県安曇野市議会
議長 召田 義人

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 召田 義人 様

提出者

安曇野市議会議員 猪狩久美子

賛成者

安曇野市議会議員 井出 勝正

安曇野市議会議員 臼井 泰彦

提案理由

穂高プールは、平成元年に建設がされ、33年にわたり夏場の市民の体力向上、健康増進、子どもたちの楽しみの場・「居場所づくり」に寄与し、家族連れや若者などあらゆる世代を通じて親しまれてきた場所です。しかし、公共施設再配置計画の中で、老朽化、利用人数の減少、夏場2か月のみの稼働で効率が悪いことなどを理由に廃止の方向が示されました。「穂高プールを守る会」の方々からプール存続を希望する陳情が平成30年9月議会に提出され、署名も11,400筆が集まりました。9月議会では継続審査となり、12月議会で採択となりました。しかし、最終日に突然、安曇野市体育施設条例から穂高プールを削除する条例案が提出され、市民の意向を踏まえた十分な議論がされないまま、賛成多数で可決となりました。

未だに穂高プール存続の強い声は止むことがありません。こうした切実な市民の願いに応え、体育施設から削除された穂高プールを元に戻し、住民の意見を踏まえた検討をし直すべきと考え、条例案を提出するものです。

(別紙)

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例

安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

安曇野市権現宮マレットゴルフ場

」を

「

安曇野市穂高プール

安曇野市権現宮マレットゴルフ場

」に改める。

第5条第1項中「体育施設の利用時間」の次に「（安曇野市穂高プールにあっては、開場時間。以下同じ。）」を加える。

別表第1中

「

安曇野市権現宮マレットゴルフ場	安曇野市穂高8425番地1
-----------------	---------------

」を

「

安曇野市穂高プール

安曇野市穂高5747番地

安曇野市権現宮マレットゴルフ場

安曇野市穂高8425番地1

」に改める。

別表第2の「6 その他の体育施設」を「7 その他の体育施設」とし、別表第2の5安曇野市明科地域体育施設の表の次に次の1表を加える。

6 安曇野市穂高プール

区分	利用単位	利用料金（円）	開場時間	期間	休場日	
穂高 プ ー ル	中学生以下	1回1人につき	午前9時 30分から 午後6時 まで	7月上旬から 9月上旬まで	教育委員会等が特に必要と認める日	
	16歳（高校生）以上	1回1人につき				500
	ロッカー	1回につき				100
備考						
1 1回の単位は、1回の入場をいい、最高1日とする。						
2 1歳未満児、75歳以上の者及び付添い（遊泳しない）者は、無料とする。						

附 則

この条例は、令和3年10月2日から施行する。

令和3年9月17日

長野県穂高商業高等学校の単独での存続を求める意見書

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 召田 義人 様

提出者

安曇野市議会議員 藤原 陽子

賛成者

安曇野市議会議員 小松洋一郎

安曇野市議会議員 坂内不二男

宛 先

長野県知事

長野県議会議長

長野県教育委員会教育長

提案理由

穂高商業高等学校は、中信地区唯一の県立商業高校であり、松本大学と連携協定を締結して、大学教授による上級簿記の指導が行われるなど発展的な学習を展開しています。また、「産・学・官」との連携により、地域に根差した商業教育が実践され、地域における農・商・工の担い手確保、人材育成など、まちづくりの中核を担っていることから、穂高商業高等学校を中信地区の商業教育の拠点校と位置付けて、単独で存続させることを強く要望するものです。

(別紙)

長野県穂高商業高等学校の単独での存続を求める意見書

穂高商業高等学校、南安曇農業高等学校及び池田工業高等学校は、「親和性が高い」という理解に苦しむ理由で、旧第11通学区懇話会と旧第12通学区協議会の一部メンバーで構成する「安曇野・大北地域の高校を考える合同部会」が短期間に3回開かれ、3校の統廃合に向かうかのようなまとめ案を7月29日に開催された旧第11通学区高等学校教育懇話会に提出しました。

県教育委員会は、これまでの5回の懇話会や昨年、松本・塩尻・安曇野で開催した住民説明会の中で、この地域の専門高校は少子化に伴う規模の縮小で、ますます活力が低下するという懸念を理由として、それを解決するには、「旧第11通学区及び旧第12通学区の専門高校を統廃合して総合技術高校を設置することが唯一の方策である」とした説明に終始しています。

穂高商業高等学校は中信地区唯一の県立商業高校であり、松本大学と連携協定を締結し、大学教授による上級簿記の指導が行われるなど発展的な学習を展開するとともに、「産・学・官」との連携により、地域に根差した商業教育が実践されています。

平成30年10月には安曇野市と包括的連携協定を締結し、市や地元諸団体からの要請に対し開発商品の販売・研究などを行うなど、単独校ならではのフットワークで地域貢献に積極的に取り組んでいます。

また、平成30年10月23日、穂高商業高等学校の存続を求める会が12,572名の署名とともに、長野県知事、長野県議会議長、長野県教育委員会教育長に対して、穂高商業高等学校の存続についての要請書が提出されています。

穂高商業高等学校のみならず、安曇野市内にある県立専門高校の単独での存続と魅力化の実現は、本市の重要課題であり地方創生の取り組みを進める上で、地域における農・商・工の担い手確保、人材育成など、まちづくりの中核を担う極めて大切な要素であります。

穂高商業高等学校を中信地区の商業教育の拠点校と位置付けて、単独で存続させることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年 月 日

安曇野市議会議長 召田 義人

(提出先) 長野県知事、長野県議会議長、長野県教育委員会教育長

議員提出第8号

令和3年9月17日

安曇野市議会基本条例の一部を改正する条例

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 召田 義人 様

提出者

安曇野市議会 議会運営委員会

委員長 竹内 秀太郎

(別紙)

安曇野市議会基本条例の一部を改正する条例

安曇野市議会基本条例（平成25年安曇野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（災害時の議会対応）

第2条の2 議会は、災害等が発生したときは、議事機関としての機能を維持するように努め、市の災害対策本部との連携を密にし、市民の安全の確保に努めるものとする。

2 災害時の議会対応は、別に定める。

第6条第3項中「聴き、」の次に「議会の審議及び」を加え、同条第4項中「審議」の次に「又は審査」を加える。

第10条第2項中「政策評価」を「評価」に、「審議に」を「よう」に改める。

第23条第2項ただし書中「第5条第2号」を「第5条第1項第2号」に改める。

第28条第1項中「定期的に」を「必要に応じて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。